

# コンプライアンス

## 基本的な考え方



メディパルグループは、「コンプライアンスの徹底」を経営方針の一つに掲げています。ステークホルダーから信頼され永続的に発展する企業であるためには、一人ひとりが、法令の遵守はもちろんのこと、社会におけるルールやマナーを守り、高い倫理観を持って行動することが重要であると考えています。そのため、当社グループでは社員教育、啓発活動を継続して行っています。

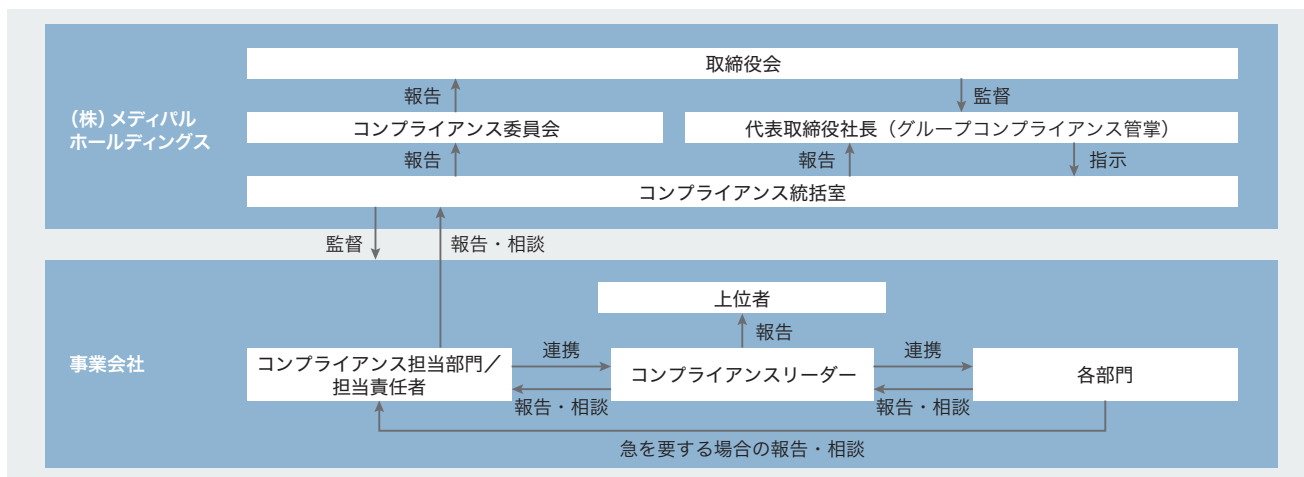
## コンプライアンス推進体制

メディパルグループでは、当社の代表取締役社長が「グループコンプライアンス管掌」の任にあたることとし、経営トップが自ら率先して、コンプライアンス経営を推進しています。

また、組織的かつ継続的に取り組んでいくため、社長の直轄組織として、「コンプライアンス統括室」を設置し、グループ全体に対するさらなるコンプライアンスの強化を図っています。

加えて、当社グループのコンプライアンスを継続的にモニタリングしていくことを目的として、「コンプライアンス委員会」を設置し、改善と継続に向けた、指導、助言、監督を行うこととしています。同委員会は、取締役会の諮問機関として、グループコンプライアンス管掌を委員長とし、医療用医薬品等卸売事業の営業経験のある業務執行取締役、社外取締役を交えた構成としています。また監査役などもオブザーバーとして参加し、さまざまなアドバイスをいただくことで、より実効性の高いモニタリングを行っていきます。

営業現場においては、コンプライアンスを推進し、その推進状況を監視、監督する責任者として、営業部長をコンプライアンスリーダーに任命し、営業部門の意識を高めています。



さらに、監査・モニタリング体制として、以下を実施しています。

### (1) 独占禁止法監査の実施

監査担当部門が独占禁止法違反行為の有無と再発防止の取組み状況を確認することにより、問題点を把握し改善に導くため、独占禁止法監査を実施。

### (2) 監査結果の報告

監査結果は、取締役会および監査役に報告。

### (3) 整備状況の報告

当社グループのコンプライアンス体制の整備、運用状況を定期的（四半期毎）に取締役会に報告。

コンプライアンス委員会開催状況	開催回数：2回*
	医療用医薬品等卸売事業の営業経験のある業務執行取締役出席率：100% 社外取締役出席率：100%
原則、四半期に1回の開催を予定しています。	

※ 委員会設置後、2021年7月までの間

## ■ 企業活動指針の制定

当社グループでは、2019年11月の公正取引委員会の立入り検査を受けたことを機に、経営トップがコンプライアンスを重視する姿勢を明確に示し、遵法精神に則った企業風土を確立していくため、「企業活動指針」を制定しました。

この姿勢を全社員へ浸透させるため、経営トップが各種会議やグループ内広報誌などで継続的にメッセージを発信するとともに、全国の拠点を行脚して直接の語りかけを行っています。

## ■ コンプライアンス意識向上に向けた取り組み

当社グループでは、コンプライアンスの意識向上のために、以下のような施策を実施しています。

### (1) コンプライアンス研修の実施

役員を含む全社員を対象にコンプライアンス研修を定期的実施。今後、内容もアップデートしながら、全社員向けのeラーニングのほか、職掌毎の集合研修等を繰り返し行うことで知識や考え方を定着させていきます。

### (2) コンプライアンスの日を制定

コンプライアンス重視の姿勢を継続するために、11月27日をコンプライアンスの日と定め、全社員を対象としたアンケートを実施するなど、風化防止に努めていきます。

### ■ コンプライアンス研修

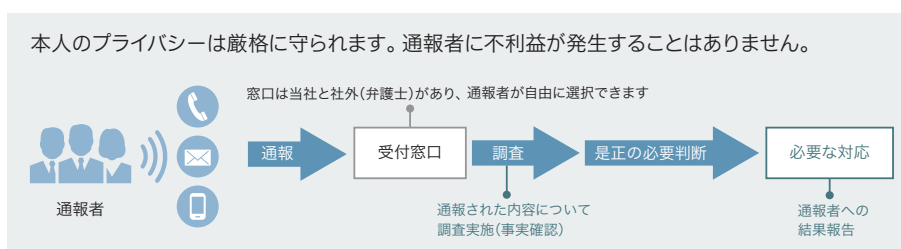
対象	内容
役員	年1回定期的に開催しているエグゼクティブセミナーに、外部講師を招いて、コンプライアンス意識を高めるためのセミナーを実施
管理職	マネジメント会議等で、遵法精神を根づかせることを目的に、経営トップが遵法精神を説明 コンプライアンスリーダーである営業部長に対しては、独占禁止法遵守に特化したディスカッション形式による研修を実施し、独占禁止法違反行為の根絶を徹底
全社員	経営トップによる直接の語りかけと併せて、独占禁止法違反行為を行わせないための研修を実施

## ■ 内部通報制度

当社グループでは、グループ内部の問題をより早く発見し解決するため、2006年4月1日より、「公益通報ホットライン」を設置しています。業務に関して、不正・法令違反あるいは反倫理的な行為が発生している、あるいはかかる行為が発生するおそれがある場合に本ホットラインを利用できる旨を社内のイントラネットやポスターなどで周知しています。

通報の受付窓口はグループ内外にそれぞれ設け、電話、e-mail（24時間）、FAX、郵送と各種手段で通報可能とし、相談しやすい環境を整えています。また、本ホットラインは、守秘性を担保するために独立した窓口としたうえで、通報者に不利益な扱いを行わないことを社内規程でも明記するなど、適切な体制を整備しています。なお、匿名で通報があった場合にも対応しています。

### ■ 公益通報ホットラインの対応イメージ



## 独占禁止法違反防止への取り組み

---

当社グループでは、独占禁止法違反を防ぐために、各種規程・ルール等の整備を行いました。あわせて、就業規則の改訂も実施しています。

### 入札談合等防止に関する規程の制定

---

談合やカルテル等の独占禁止法違反行為を排除するとともに、それらの疑いを招く行為を防止し、またそれらに巻き込まれるリスクを低減することを目的として、入札談合等防止規程を制定しました。

### 事業計画・営業目標の見直し

---

独占禁止法違反が生じやすい状況を回避すべく、事業活動の在り方を根本的に見直すとともに、事業計画の見直しについても検討していきます。

### 独占禁止法遵守ガイドブックの作成

---

独占禁止法に関し営業活動において誤解しやすく判断に迷う事柄について解説し、独占禁止法違反行為を行わせないためのわかりやすいガイドブックを作成しました。

### 見積り・入札に関する新たなルールの策定

---

見積り・入札を提出する際には、同業他社と接触しない、金額の根拠を明らかにして決裁を得る、受注意欲がない案

件には入札や見積りの提出を行わないなど、遵法精神に則り正しい競争をするための新たな社内ルールを策定しました。

### 業界活動・他卸との接触ルールの策定

---

公正取引委員会の立入り検査直後から、同業他社と接触するなどの疑惑を招くおそれのある行為は原則禁止としていますが、業界活動については、一定のルール（弁護士等の同席、議事録の保存）のもとでの参加を認めています。

また、やむを得ず、同業他社と接触せざるを得ない場合の決裁手順等を含め、明確なルールを設けました。

### 独占禁止法専用の相談窓口（独禁法ホットライン）の活用

---

公正取引委員会の立入り検査直後から、営業現場で独占禁止法遵守との関係で判断に困る事象が発生した場合に迅速に対応するため、従前の公益通報窓口等とは別に、独占禁止法専用の相談窓口を設置していますが、これをさらに活用しやすいように整備しました。

## 腐敗防止への取り組み

---

当社グループでは、正しい事業活動を行うにあたり、公務員等に対する利益供与を一切禁止しており、グループ各社に「贈賄行為禁止規程」を制定しています。

また、その実効性を確保するため、第三者への寄付行為等の支出については、すべて書面による社内決裁を受ける等の社内ルールも併せて制定しています。

さらに、当社グループの主な取引先である医薬品や医療機器のメーカー等は諸外国に法人を置く会社も多くあるため、当該取引先企業から求められる教育基準を充たすべく、毎年1回、すべての従業員に対し、米国医療機器・IVD工業会（AMDD）が実施しているFCPATレーニング研修資料を参考文献としたオンライン研修の受講を義務付ける等、従業員教育を実施しています。